

## 中之条町奨学金について

～中之条町奨学金のあらましです。申込前にお読みいただき、申込後も保管しておいてください。～

### 目的

この奨学金は、中之条町に住所を有する者の子に対して、経済的理由により修学するのが困難な方に奨学金を貸付け、もって教育の機会の均等を図ることを目的としています。

### 資格

高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（高等課程または専門課程）に修学する品行方正な学生が対象となります。

なお、日本学生支援機構やその他の奨学金の貸付を受けている方には、町奨学金の貸付けはできません。

また、世帯で町民税・水道料・学校給食費等の滞納がないことも条件となります。

### 貸付金額及び返還期間

貸付金額の月額は、別表のとおりです。貸付期間は、在学する学校の正規の修業年限です。

休学・留年等による貸付期間の延長はできませんのでご了承ください。

返還は、卒業後1年経過した後に開始されます。

貸付けできる金額と返還期間は下記のとおりです。正規の修業年限が4年以上の学校は、返還期間を8年以内とします。

	貸付金額	返還期間
高校	20,000 円	5 年以内
大学	50,000 円	8 年以内
短期大学	50,000 円	5 年以内
高等専門学校（高専）	30,000 円	8 年以内
専修学校（高等課程） (中卒で入学)	20,000 円	5 年以内
専修学校（専門課程） (高卒で入学)	50,000 円	5 年以内 (4年制は8 年以内)

※記載してある貸付金額は上限額ですので、この範囲内であれば希望される金額での貸付が可能です。

### 貸付方法等

貸付する奨学金は無利子です。

指定口座に年2回（4月、10月）に、6ヶ月分をまとめて振込みします。

新規の方は、「中之条町奨学金貸付審議会」で審議が必要なため、初回貸付が7月下旬頃となりますのでご注意ください。

### 貸付の決定

○貸付の可否は、6月下旬～7月頃開催の「中之条町奨学金貸付審議会」で審議して決定します。

- ・貸付審議会では、主に世帯の所得をもとに、優先順位をつけて審査します。その際には日本学生支援機構が実施する第二種奨学金の家計基準（生計維持者が給与所得者で4人世帯の場合 年収1,309万円以下）を目安とします。あくまで目安ですので、世帯構成や家庭事情等の状況より、目安の金額を上回っていても貸付できる場合や、下回っていても貸付できない場合もあります。
- ・予算の範囲内で貸付金額を決定するため、申し込みされた方全員にお貸しできない場合や、貸付希望金額より少なくなる場合がありますのでご了承ください。
- ・なお、貸付の可否についての決定通知は、7月頃に発送します。

○貸付が決定された場合は、7月頃「奨学生用証書」及び「在学証明書」を提出していただきます。

・借用証書にて、各自の返還計画（償還方法、償還期間、一回の返還金額等）を決めてもらいます。

※本来は奨学生用証書等は消費貸借に関する契約書に該当しますので、印紙税額一覧表第1号文書により、借用金額（貸付金総額）に応じた収入印紙が必要ですが、中之条町奨学生については文部科学省の確認を受けているため租税特別措置法第91条の3第2項の規定の適用により印紙税が非課税となります。（非課税措置適用期限：令和10年3月31日まで、この期限日以降の適用は未定）

### 連帯保証人

連帯保証人は、下記の条件で2人必要です。

なお、連帯保証人についても、町民税等納付に滞納がないことが条件です。

1人目：奨学生の保護者又は後見人

2人目：奨学生とは別に生計を営む人で、町内に住所登録があり、町民税または固定資産税を納める人

※連帯保証人は、奨学生本人が奨学生を返還しない場合、代わって返還する義務があります。奨学生を申し込む時から依頼する人によく説明して承諾を得ておいてください。

### 募集人員

若干名

※予算の範囲内で貸付金額を決定するため貸付できる人数は未確定です（申し込みされた方全員にお貸しできない場合もあります）。

### 申請方法

別添 「奨学生用申請書」（別記様式第1号）に必要事項を記入し、次の①～⑤までの書類を添えて、町教育委員会 こども未来課（ツインプラザ内）に提出してください。

申請書の保護者と連帯保証人の印鑑欄は、印鑑登録証明書の印鑑（実印）を押してください。

（添付）

- ① 奨学生の世帯全員の住民票の写し（続柄・本籍記載のもの）
- ② 連帯保証人の印鑑登録証明書（保護者と別世帯者の2人分）
- ③ 在学証明書又は入学決定を証明する書類  
(合格証明書または合格通知の写し、在学中の場合は在学証明書)

④ 奨学生の世帯の代理人選任届

※所得状況や税額の調査に必要です。

⑤ 連帯保証人（別生計者）の代理人選任届

（教育委員会が所得調査等をすることへの同意書です。）

### 令和8年度分 申込期間：令和8年2月10日（火）～3月13日（金）

受付時間8:30～12:00、14:00～17:00 ※土日祝日は除く。受付時間以外に来庁される場合は事前に電話予約をお願いします。

### 面接

奨学生を申請された学生と面接を行う場合があります。詳しい日程等は、申請書を受付した後に決定いたしますので、面接実施の場合は後日ご連絡いたします。

【問合せ先（担当）】町教育委員会 こども未来課（中之条町ツインプラザ内）

電話 75-8824（直通） 担当 水出

\* \* \*  チェックリストをお使いください。全部にチェックが付いたら申請できます。\* \* \*

チェック	項目
	日本学生支援機構やその他の奨学生の貸付を受けていない。
	世帯で町民税・水道料・学校給食費等の滞納がない。
	別生計の連帯保証人は、町内に住所登録があり、町民税または固定資産税を納める人である。
	連帯保証人も町民税・水道料・学校給食費等の滞納がない。
	申請書 及び ①～⑤の書類を用意出来た。